

総行過第 1 4 3 号
2 2 農振第 1 7 3 0 号
国 都 地 第 7 1 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日

関係都道府県過疎対策担当部長 殿

総務省地域力創造審議官

農林水産省農村振興局長

国土交通省都市・地域整備局長

過疎地域自立促進計画等の変更の取扱いについて(通知)

過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）に基づく平成 2 2 年度から平成 2 7 年度までの期間に係る過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）、過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）及び過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）の策定については「過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等について」（平成 2 2 年 4 月 2 8 日付け総行過第 5 9 号総務大臣、2 2 農振第 1 8 4 号農林水産大臣及び国都地第 1 3 号国土交通大臣通知。以下「計画通知」という。）により通知したところですが、自立促進方針、市町村計画及び都道府県計画の変更にあたっては、計画通知を踏まえ、下記事項にも留意願います。また、貴都道府県内関係市町村にもこの旨周知願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自立促進方針の変更を要する場合の取扱いについて
 - (1) 自立促進方針の実質的な変更を要する場合は、新たな自立促進方針案を作成のうえ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議し、その同意を得る必要がありますので留意願います。その際は、変更を要する箇所に係る新たな自立促進方針の案文を別紙様式1により作成のうえ、提出願います。
 - (2) 文言の修正等形式的な変更を行う場合は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣との協議は必要ありませんが、当該形式的変更の内容を別紙様式1により作成のうえ総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告願います。

- 2 市町村計画及び都道府県計画を変更した場合の取扱いについて
別添を参考にするとともに、次により取り扱うよう願います。
 - (1) 市町村計画を変更した場合は、当該変更の内容を別紙様式2により作成のうえ、提出するものとする。この場合において、市町村計画の参考資料である「事業計画」に異動を及ぼすときは、当該異動の内容を別紙様式3により作成のうえ、あわせて提出するものとする。
 - (2) 都道府県計画を変更した場合は、当該変更の内容を別紙様式4により作成のうえ、提出するものとする。この場合において、都道府県計画の参考資料である「概算事業計画一覧」に異動を及ぼすときは、当該異動の内容を別紙様式5により作成のうえ、あわせて提出するものとする。
 - (3) 市町村計画及び都道府県計画の変更の手続きは、事業の追加又は中止、大幅な事業量の増減等計画全体に及ぼす影響が大きいものについて行うものとし、文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものであること。

別 添

(参 考)

- 1 市町村計画の変更にあたっては、都道府県は、当該計画の変更が、「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」であるか否かにかかわらず、変更内容について把握すること。
- 2 市町村計画の変更の手続きのうち、市町村の議会の議決を経るか否かについては、当該計画の変更が、「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」以外のものであっても、変更の内容を勘案のうえ、市町村の判断を尊重すること。
- 3 なお、「計画全体に及ぼす影響が大きいもの」のうち、「事業の追加又は中止」及び「大幅な事業量の増減」とは、次のような場合をいうものとする
こと。

(1) 「事業の追加又は中止」

市町村計画にあっては、「過疎地域自立促進市町村計画等に係る事業名（施設名）の区分について」（平成22年4月28日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡）の別紙に掲げる事業名（施設名）の追加又は中止。

都道府県計画にあっては、「過疎地域自立促進市町村計画作成例等の送付について」（平成22年4月28日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡。以下「作成例事務連絡」という。）中「別添3 過疎地域自立促進都道府県計画作成例」における事業名及び「別添4 過疎地域自立促進都道府県計画参考資料作成例」の「概算事業計画一覧」における事業名（施設名）の追加又は中止。

(2) 「大幅な事業量の増減」

市町村計画にあっては、作成例事務連絡中「別添2 過疎地域自立促進市町村計画参考資料作成例」の「1 事業計画」の自立促進施策区分1～9の項目について、各項目の概算事業費合計額の概ね2割を超える変更であって、なおかつ市町村計画本文の修正を伴うもの。

都道府県計画にあっては、作成例事務連絡中「別添4 過疎地域自立促進都道府県計画参考資料作成例」の「概算事業計画一覧」の自立促進施策区分1～9の項目について、各項目の概算事業費合計額の概ね2割を超える変更であって、なおかつ都道府県計画本文の修正を伴うもの。